

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (年齢級)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)
住　所(同上)　　　郡上市長 日置敏明
印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)
住　所（同上）

]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1084番258

1084番259

1049番5

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

2650番

2649番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1043番1

1035番2

1035番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (齢級)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)
住 所(同上) 郡上市長 日置敏明
印

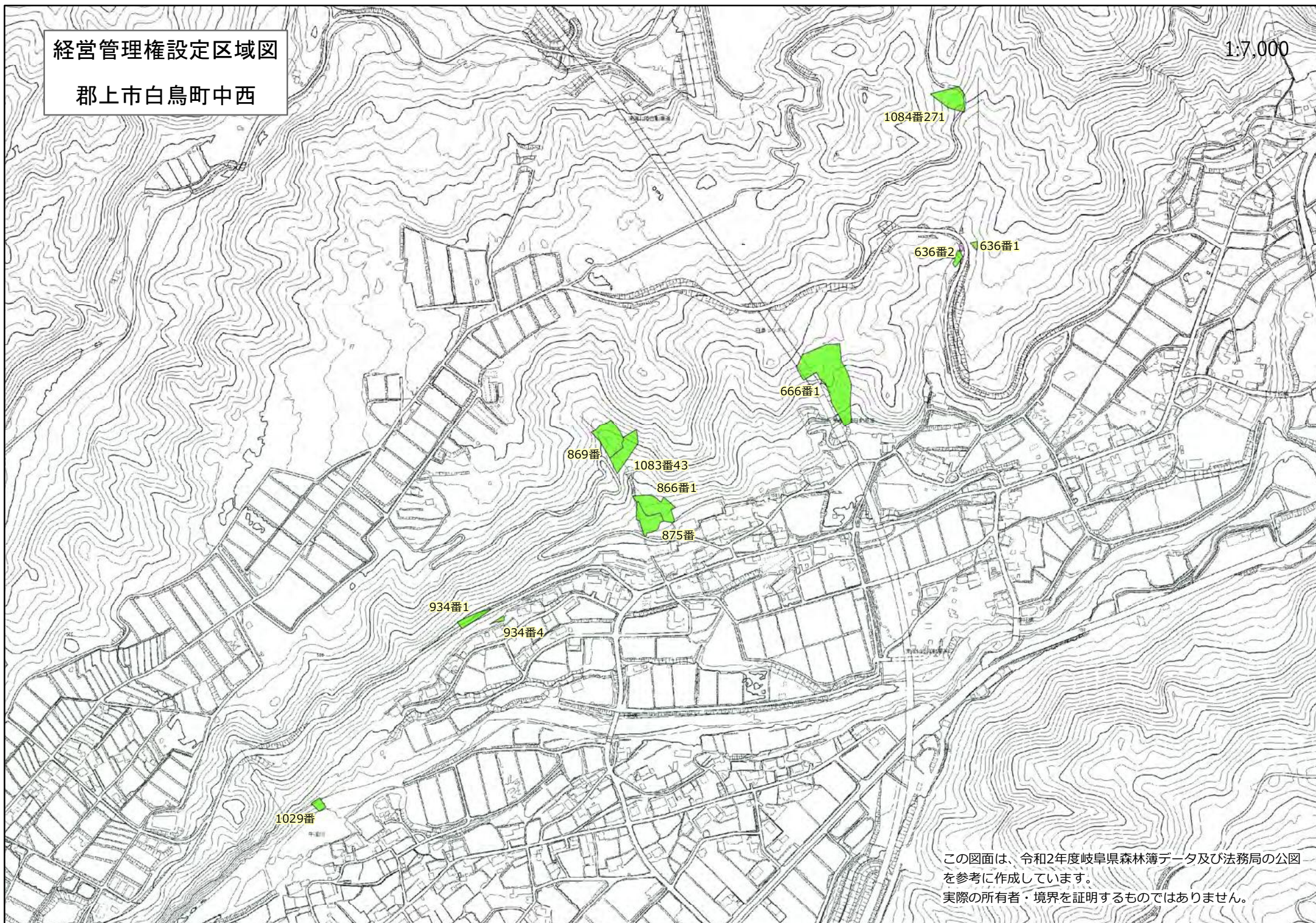
権利を設定する森林の森林所有者(甲)
住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:7,000



この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1009番3
1010番4
1009番1
1010番2
1052番6
1052番2

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者、境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

874番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

934番2

934番6

945番2

1031番

牛瀬川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

2665番4

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

2662番1

2662番2

833番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上) 郡上市長 日置敏明

住 所 (同上) [Redacted]

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

644番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所　在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (齡級)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)
住　　 所(同上) 郡上市長 日置敏明
印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所（同上）

]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1052番10

1052番1

牛通川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

2473番
2474番 2475番
2476番 2477番



中道川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

經營管理權集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白-中西 R 2 第 3 4 号		経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)		(名称)				(所在地)				
			郡上市長 日置敏明				郡上市八幡町島谷228番地						
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
				※※※※※※※※※※※※※※※※				※※※※※※※※※※※※※※※※					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に (D) を支払うべき時 期、相手方及び 方法	備 考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 (㎡)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の始期					
1	郡上市白鳥町中西字下切平	2656番	85-ハ-10-1	山林	8,433	アカマツ	85	公告のあった 日から	2031,3,31	乙は、森林の多面的機能を を発揮させるため、郡上 市森林整備計画に基づ き、存続期間中に次の施 業を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林:間伐 ・広葉樹林:除伐 ・竹林:間伐又は除去 ・民家等に隣接し倒木に よる被害を及ぼすおそれ のある立木の伐採 伐採は林分・林地の状 態を把握したうえで、生 物多様性及び山腹崩壊 等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度の林道等から目視に よる巡視を行う。 経営管理実施権の設定 は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。
2	郡上市白鳥町中西字下切平	922番1	85-ロ-21	山林	19,344	スギ	57	公告のあった 日から					
3	郡上市白鳥町中西字下切平	922番4	85-ロ-22-1	山林	1,983	スギ	109	公告のあった 日から					
4	郡上市白鳥町中西字外別	1083番20	85-ヘ-2	山林	1,834	スギ	62	公告のあった 日から					
5	郡上市白鳥町中西字外別	1084番251	85-ヘ-10	山林	595	その他L	63	公告のあった 日から					
6	郡上市白鳥町中西字外別	1084番252	85-ヘ-11	山林	1,299	その他L	67	公告のあった 日から					
7	郡上市白鳥町中西字外別	1084番255	85-ヘ-12	山林	1,457	アカマツ	65	公告のあった 日から					
8	郡上市白鳥町中西字外別	2652番1	85-ロ-20	山林	8,816	スギ	41	公告のあった 日から					
9	郡上市白鳥町中西字外別	2657番	85-ハ-22	山林	145	アカマツ	78	公告のあった 日から					
10	郡上市白鳥町中西字外別	2661番1	85-ホ-40-1	山林	90	スギ	103	公告のあった 日から					
11	郡上市白鳥町中西字外別	2663番	85-ホ-40-2	山林	208	ヒノキ	12	公告のあった 日から					
12	郡上市白鳥町中西字外別	2665番1	85-ハ-23-1	山林	3,184	アカマツ	78	公告のあった 日から					
13	郡上市白鳥町中西字寺垣内	2653番	85-ハ-5	保安林	7,636	スギ	56	公告のあった 日から					
14	郡上市白鳥町中西字寺垣内	2654番	85-ハ-8	山林	2,148	ヒノキ	41	公告のあった 日から					
15	郡上市白鳥町中西字寺垣内	2655番	85-ハ-9	山林	3,636	ヒノキ	41	公告のあった 日から					
16	郡上市白鳥町中西字寺垣内	886番1	85-ハ-3	山林	4,089	その他L	85	公告のあった 日から					
17	郡上市白鳥町中西字寺垣内	886番3	85-ハ-1	山林	396	たけ	0	公告のあった 日から					
18	郡上市白鳥町中西字寺垣内	886番4	85-ハ-2	山林	99	たけ	0	公告のあった 日から					

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

經營管理權集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白-中西 R 2 第 3 4 号		経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)		(名称)				(所在地)				
			郡上市長 日置敏明				郡上市八幡町島谷228番地						
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
		※※※※※※※※※※※※※※※※				※※※※※※※※※※※※※※※※							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に (D) を支払うべき時 期、相手方及び 方法	備 考	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 (㎡)	現況 樹種	現況 林齢						
19	郡上市白鳥町中西字長本	1021番	85-ロ-7	山林	363	その他L	99	公告のあった 日から	2031,3,31	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、郡上市森林整備計画に基づ き、存続期間中に次の施 業を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林:間伐 ・広葉樹林:除伐 ・竹林:間伐又は除去 ・民家等に隣接し倒木に よる被害を及ぼすおそれ のある立木の伐採 伐採は林分・林地の状 態を把握したうえで、生 物多様性及び山腹崩壊 等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度の林道等から目視に よる巡視を行う。 経営管理実施権の設定 は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。
20	郡上市白鳥町中西字長本	1028番	85-イ-30	山林	743	スギ	56	公告のあった 日から					
21	郡上市白鳥町中西字長本	1030番	85-イ-9	山林	429	スギ	56	公告のあった 日から					
22	郡上市白鳥町中西字長本	1045番1	85-イ-21	山林	3,095	その他L	71	公告のあった 日から					
23	郡上市白鳥町中西字長本	1045番2	85-イ-26	山林	2,801	スギ	56	公告のあった 日から					
24	郡上市白鳥町中西字長本	1046番	85-イ-27	山林	2,396	その他L	78	公告のあった 日から					
25	郡上市白鳥町中西字長本	1049番1	85-ロ-7	山林	1,958	その他L	99	公告のあった 日から					
26	郡上市白鳥町中西字長本	1049番2	85-イ-23	山林	870	ヒノキ	51	公告のあった 日から					
27	郡上市白鳥町中西字長本	1050番1	85-ロ-7	山林	215	その他L	99	公告のあった 日から					
28	郡上市白鳥町中西字長本	1050番2	85-ロ-7	山林	149	その他L	99	公告のあった 日から					
29	郡上市白鳥町中西字長本	2338番1	85-イ-5-1	山林	6,307	その他L	75	公告のあった 日から					
30	郡上市白鳥町中西字長本	2338番2	85-イ-4	山林	594	スギ	75	公告のあった 日から					
31	郡上市白鳥町中西字長本	2338番3	85-イ-2-1	山林	1,095	スギ	75	公告のあった 日から					
32	郡上市白鳥町中西字長本	2339番1	85-イ-5-1	山林	4,971	その他L	75	公告のあった 日から					
33	郡上市白鳥町中西字長本	2339番2	85-イ-4	山林	1,733	スギ	75	公告のあった 日から					
34	郡上市白鳥町中西字長本	2342番1	85-イ-19	山林	5,153	その他L	74	公告のあった 日から					
35	郡上市白鳥町中西字長本	2342番3	85-イ-27	山林	2,237	その他L	78	公告のあった 日から					
36	郡上市白鳥町中西字長本	2480番	85-イ-20	畑	793	その他L	67	公告のあった 日から					

[illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

經營管理權集積計画

1 個別事項

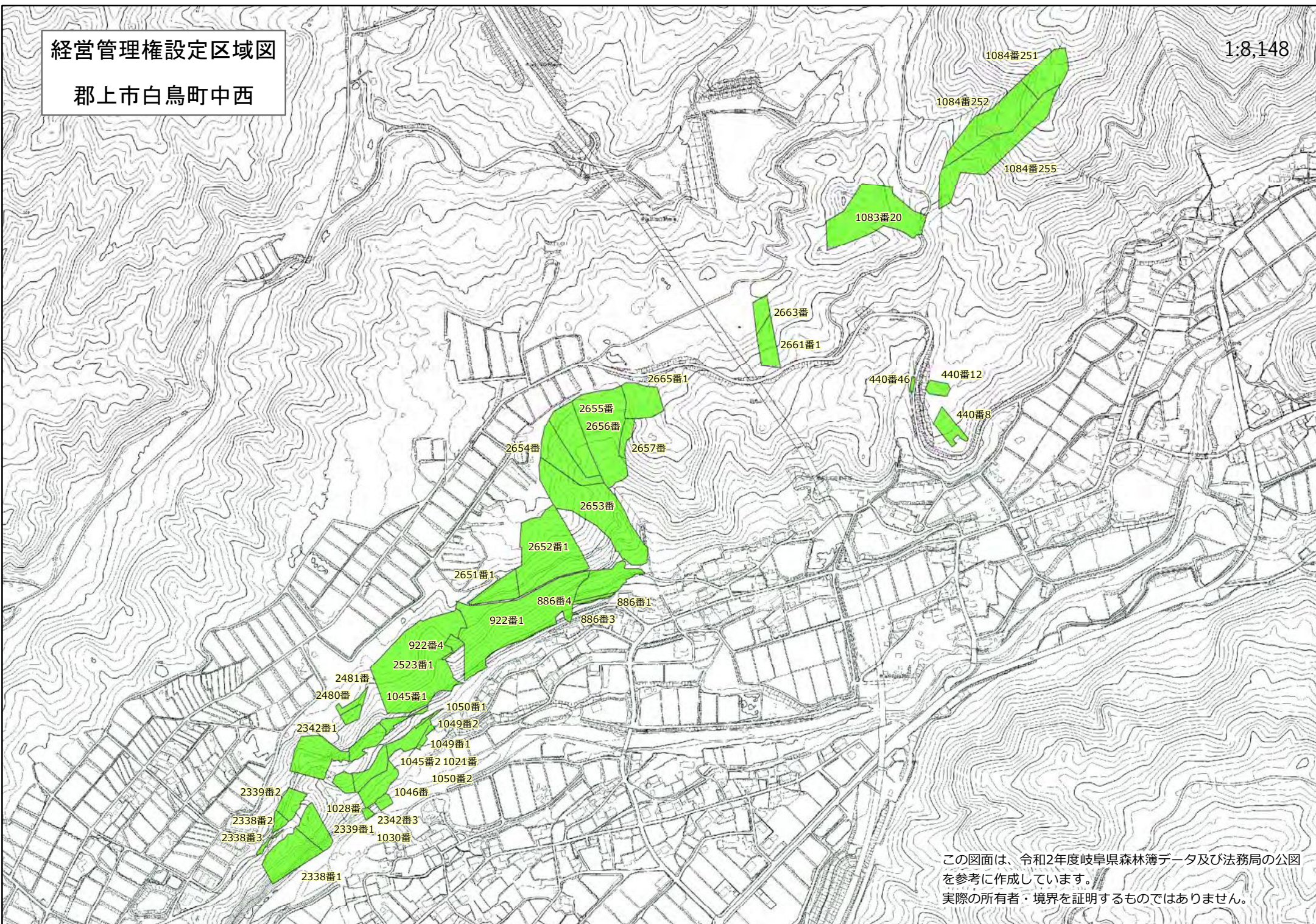
[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1,8,148



この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

440番48

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000



2482番

牛瀬川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除して事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。